

石綿健康被害救済制度における指定疾病に係る 医学的判定に関する考え方について

【概要】

1. はじめに

石綿健康被害救済制度（以下「救済制度」という。）における医学的判定に関する考え方に関し、新たな医学的知見等に基づき、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において検討した結果を報告する。

2. 石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを判定するための考え方について

(1) 肺がんについて

① 広範囲の胸膜プラーク所見を指標とする考え方について

労災制度の認定基準改正において参照した研究結果に基づき、本指標を採用して差し支えない。

② びまん性胸膜肥厚を指標とする考え方について

労災制度の認定基準改正において参照した研究は、実施時期が必ずしも新しくないこと、症例数が少ないこと、及び最新の研究と必ずしも一致しないことから、本指標を採用することは困難であり、今後更なる知見の収集に努めることが望まれる。

③ 石綿ばく露作業従事歴を指標とする考え方について

救済制度は、労災制度とは異なり、従事歴を厳密かつ迅速に調査する体制が整っていないこと、従事歴を確認するために必要となる客観的資料が乏しいこと等から、従事歴の厳密な精査には限界があり、本指標を採用することは困難である。

④ 肺組織切片中の石綿小体又は石綿繊維を指標とする考え方について

従前より、肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったものとみなし、石綿による肺がんを判定する取扱いをしてきたところであり、本指標を明示することが望ましい。

(2) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚について

① びまん性胸膜肥厚に係る厚さの要件について

ILO国際じん肺基準において肥厚の厚さの基準が変更されたこと、胸部単純エックス線写真において肥厚の正確な厚さを測定することは困難であること等を勘案すると、肥厚の厚さは問わないこととすることが適当である。

3. おわりに

- ・本報告書の趣旨を踏まえて、速やかに医学的判定の考え方を改正し、迅速な救済が図られることを期待する。
- ・石綿による肺がんに関しては、今後とも更なる知見の収集に努めるべきである。
- ・繊維計測に必要な機材の確保や人材の育成等といった実施体制の整備を進める必要がある。また、申請者に対し十分説明した上で、繊維計測の希望の有無を確認することが望ましい。